

東京都の島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金交付要綱

令和6年3月22日5港島管第996号

(通則)

第1条 東京都の島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国が定める「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」（平成30年6月25日付観観振第26号。以下「国の要綱」という。）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付財主調発第20号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、東京都の島しょ地域（以下「島しょ地域」という。）におけるクルーズの受入環境づくりや寄港促進に向けた取組を行う島しょ地域の町村、観光協会、民間事業者、クルーズ振興協議会等に対し、東京都が補助金を交付することにより、クルーズ客船向けのコンテンツを充実させ、島しょ地域のクルーズ客船受入れの機運醸成や地域活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国の要綱において交付対象となった事業のうち、島しょ地域で令和6年4月1日から令和9年3月31日までに行う事業であって、下記のいずれかに該当する事業とする。

- (1) クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
- (2) クルーズ船寄港プロモーション

(補助対象事業者等)

第4条 補助対象事業者は、前条に規定する補助対象事業を行うクルーズ振興のための協議会、地方公共団体及び民間事業者とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は補助金の交付の決定を受ける日の属する会計年度（以下「補助交付年度」という。）の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用のうち国の要綱第4条第2項に規定する別紙4の9に定められた補助対象事業とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金交付申請書（第1号様式）」を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には以下の資料を添付しなければならない。

- （1）国土交通大臣が認定した訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業計画
- （2）国が交付する訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の内定通知書の写し
- （3）定款又はそれに類する書類、最新の損益計算書、貸借対照表、営業報告書、印鑑証明書及びその他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内で交付を決定する。

2 補助金の額は、補助対象経費の4分の1を交付するものとする。ただし、1件当たりの補助金額が50万円を超えるときは、50万円を上限とする。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金交付決定通知書（第2号様式）」により補助金交付申請者に通知する。

（補助金交付の条件）

第9条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助金交付申請者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同条の規定による通知書に記載された期日までに、「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金交付申請取下届出書（第3号様式）」を知事に提出しなければならない。

（対象事業の内容変更等）

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金に係る「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金対象事業計画変更等承認申請書（第4号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象事業の内容を変更しようとする場合
- （2）補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合

（実績報告）

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は補助交付年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金実績報告書（第5号様式）」に必要な資料を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第13条 知事は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確

定し、「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金の額の確定通知書（第6号様式）」により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「島しょ地域におけるクルーズ受入地域活性化補助金交付請求書（第7号様式）」を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 知事は、前条に規定する請求書を受領した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第16条 知事は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反するとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- （4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （5）法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- （6）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還が命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。